

特別養護老人ホーム慈宗院 ご利用料金のご案内

07.04.01

◎介護福祉施設施設サービス費

(1単位=10.27円)

	施設サービス費 /日	看護体制 加算 /日	夜勤職員 配置加算 /日	日常生活 継続支援 加算 /日	栄養マネ ジメント強 化加算 /日	褥瘡マネ ジメント加 算 /月	科学的介 護推進体 制加算 /月	口腔衛生 管理加算 /月	排せつ 支援加算 /月	合計単位数 /月	処遇改善加算 1割 /月	処遇改善加算 2割 /月
要介護1	589単位	4単位	16単位	36単位	11単位	13単位	50単位	110単位	10単位	20,519単位	24,024円	48,047円
要介護2	659単位	4単位	16単位	36単位	11単位	13単位	50単位	110単位	10単位	22,689単位	26,564円	53,127円
要介護3	732単位	4単位	16単位	36単位	11単位	13単位	50単位	110単位	10単位	24,952単位	29,213円	58,426円
要介護4	802単位	4単位	16単位	36単位	11単位	13単位	50単位	110単位	10単位	27,122単位	31,754円	63,508円
要介護5	871単位	4単位	16単位	36単位	11単位	13単位	50単位	110単位	10単位	29,261単位	34,259円	68,518円

※新規入所者様の状況等により、月ごとに日常生活継続支援加算(36単位)、サービス提供体制強化加算(22単位)(18単位)、いずれかの算出となります。

その他の加算

- ☆ 初期加算 … 30単位/日(30日間)
- ☆ 看取り介護加算 …
 - I 1 死亡日以前31日以上45日以下…72単位/日
 - I 2 死亡日以前4日以上30日以下…144単位/日
 - I 3 死亡日以前2日又は3日…680単位/日
 - I 4 死亡日…1280単位/日
- ☆ 外泊時費用 … 246単位/日(月6日限度)
- ☆ 安全対策体制加算…20単位/回(1回限り)
- ☆ 療養食加算…6単位/回(1日3回を限度)
- ☆ 介護職員等処遇改善加算 … 総単位数×14.0%

★食費及び居住費(負担限度額認定証)★

	居住費	食費	[一ヶ月]	収 入	預貯金額
第2段階	430円	390円	25,420円	年金収入等 80万円以下	単身 650万円、夫婦 1,650万円
第3段階①	430円	650円	33,480円	年金収入等 80万円超120万円以下	単身 550万円、夫婦 1,550万円
第3段階②	430円	1,360円	55,490円	年金収入等 120万円超	単身 500万円、夫婦 1,500万円
第4段階(基準費用額)	915円	1,445円	73,160円	上記以外	—

◎その他費用

- ・日常管理費 1ヶ月1,000円
- ・医療費・薬代は別途必要となります。
個人差がありますが、お菓子等の嗜好品・理美容代(1回1,500円)等も
合わせ、1ヶ月5,000円～10,000円程かかります。
- ・入所時は血液検査代(4,158円)が必要となります。

介護保険施設等における居住費の負担限度額が 令和6年8月1日から変わります

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への補助(補足給付)を行っています。
※補足給付は、原則、世帯全員(世帯を分離している配偶者を含みます)が市町村民税非課税の方が対象です。

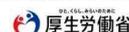
近年の高齢者世帯の光熱・水道費などや在宅で生活する方との公平性等を総合的に勘案し、令和6年8月から、居住費の負担額が60円(日額)引き上げられます。
※従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を拡大し、利用者負担が軽減いたします。

利用者負担段階	補足給付の主な対象者 (月額80円未満)	預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者	要件なし 1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下 650万円(1,650万円)以下
第3段階①	世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円超～120万円以下 550万円(1,550万円)以下
第3段階②	世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超 500万円(1,500万円)以下

※社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業も対象となる場合があります。(事業を実施していない社会福祉法人等もあります。)

負担限度額 (負担いただく 日額)	第1段階		第2段階		第3段階 ①・②	
	令和6年 7月まで	令和6年 8月から	令和6年 7月まで	令和6年 8月から	令和6年 7月まで	令和6年 8月から
多床室	特養等	0円 ▶ 0円	370円 ▶ 430円	370円 ▶ 430円	370円 ▶ 430円	370円 ▶ 430円
	老健・ 医療院等	0円 ▶ 0円	370円 ▶ 430円	370円 ▶ 430円	370円 ▶ 430円	370円 ▶ 430円
従来型 個室	特養等	320円 ▶ 380円	420円 ▶ 480円	820円 ▶ 880円	820円 ▶ 880円	820円 ▶ 880円
	老健・ 医療院等	490円 ▶ 550円	490円 ▶ 550円	1,310円 ▶ 1,370円	1,310円 ▶ 1,370円	1,310円 ▶ 1,370円
ユニット 生活室 多床室	490円 ▶ 550円	490円 ▶ 550円	1,310円 ▶ 1,370円	1,310円 ▶ 1,370円	1,310円 ▶ 1,370円	1,310円 ▶ 1,370円
ユニット 個室	820円 ▶ 880円	820円 ▶ 880円	1,310円 ▶ 1,370円	1,310円 ▶ 1,370円	1,310円 ▶ 1,370円	1,310円 ▶ 1,370円

補足給付の対象ではない方 負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。
居住費に要する平均的な費用の額(基準費用額)についても、60円(日額)引き上げられます。



特別養護老人ホーム 慈宗院

〒514-0077 津市片田長谷町167番地1

TEL 059-237-0069

FAX 059-237-4817